

港長公示 第2号

港則法第37条第1項により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから、同条第2項の規定により公示する。

平成28年8月1日

鹿児島港長



鹿児島港本港区における航泊禁止について

鹿児島港において花火大会が行われるため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。ただし、航泊禁止区域内が定係地である船舶の停泊する場合を除く。

記

1. 期間
平成28年8月20日(土)午後7時30分から午後8時40分まで
(雨天順延:平成28年8月27日(土)同時刻)
2. 区域(別図参照)
次の各地点を順次結ぶ線及び陸岸に囲まれる海域。
A 鹿児島港本港北埠頭北東端
B 北緯31度35分51秒、東経130度34分05秒の点
C 北緯31度35分53秒、東経130度34分28秒の点
D 北緯31度35分47秒、東経130度34分37秒の点
E 北緯31度35分17秒、東経130度34分42秒の点
F 鹿児島港新港北防波堤灯台
3. 警戒船
航泊禁止区域周辺海域に警戒船が配置される。
4. 備考
航泊禁止期間中、航泊禁止区域周辺海域に巡視船艇が常駐し、警戒にあたるので指示があった場合は、これに従うこと。

別図

